　　　　　　　　 　任意後見契約公正証書（例２）

　本公証人は，委任者　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）及び受任者　　　　　　　　　　（以下「乙｣ という。）の嘱託により，次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し，この証書を作成する。

（契約の趣旨）

第１条 甲は，乙に対し，平成　　年　　月　　日，任意後見契約に関する法律に基づき，同法第４条第１項所定の要件に該当する状況（精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況）における甲の生活，療養看護及び財産の管理に関する事務（以下「本件後見事務」という。）を委任し，乙は，これを受任する。

（契約の発効）

第２条 前条の契約（以下「本契約」という。）は，任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる。

２ 本契約締結後，甲が精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況になり，乙が本契約による後見事務を行うことを相当と認めたときは，乙は，家庭裁判所に対し，任意後見監督人の選任の請求をする。

３ 本契約の効力発生後における甲と乙との間の法律関係については，任意後見契約に関する法律及び本契約に定めるもののほか，民法の規定に従う。

（後見事務の範囲）

第３条　甲は，乙に対し，別紙代理権目録記載の後見事務（以下「本件後見事務」という）を委任し，その事務処理のための代理権を付与する。

２ 乙は，本件後見事務を処理するに当たっては，甲が定めた別紙ライフプランに沿った内容の生活，介護，福祉，医療，その他のサービスが実現される　ように努めなければならない。ただし，このライフプランによって代理権目　録に記載した乙の代理権に制限を加えるものではなく，また，このライフプランの内容に沿って本件後見事務を行うことが甲の福祉のために適当でない　と判断したときは，任意後見監督人との協議により，このライフプランの趣　旨を斟酌し，より適切な方法によって本件後見事務を行うものとする。

（身上配慮の義務）

第４条 乙は，本件後見事務を処理するに当たっては，甲の意思を尊重し，かつ，甲の身上に配慮するものとし，その事務処理のため，適宜甲と面接し，ヘルパーその他日常生活援助者から甲の生活状況につき報告を求め，主治医その他医療関係者から甲の心身の状態につき説明を受けることなどにより，甲の生活状況及び健康状態の把握に努めるものとする。

（証書の保管等）

第５条 乙は，甲から本件後見事務処理のために，別紙代理権目録記載の証書等及びこれらに準ずるものの引渡しを受けたときは，甲に対し，その明細及び保管方法を記載した預り証を交付する。

２ 乙は，本契約の効力発生後甲以外の者が前項記載の証書等を占有所持しているときは，その者からこれらの証書等の引渡しを受けて，自らこれを保管することができる。

３ 乙は，本件後見事務処理のために必要な範囲で前記の証書等を使用するほか，甲宛の郵便物その他の通信を受領し，本件後見事務に関連すると思われるものを開封することができる。

（費用の負担）

第６条　乙が本件後見事務を処理するために必要な費用（事務手数料や交通費などの実費）は，甲の負担とし，乙は，その管理する甲の財産からこれを支出することができる。

（報　酬）

第７条　甲は，本契約の効力発生後，乙に対し，本件後見事務処理に対する報酬として毎月末日限り金○○円を支払うものとし，乙は，その管理する甲の財産からその支払を受けることができる。

２　前項の報酬額が次の事由により不相当となった場合には，甲及び乙は，任意後見監督人と協議の上，これを変更することができる。

  (1) 甲の生活状況又は健康状態の変化

  (2) 経済情勢の変動

  (3) その他現行報酬額を不相当とする特段の事情の発生

３　前項の場合において，甲がその意思を表示することができない状況にあるときは，乙は，任意後見監督人の書面による同意を得てこれを変更することができる。

４  第２項の変更契約は，公正証書によってしなければならない。

（報　告）

第８条 乙は，任意後見監督人に対し，３か月ごとに，本件後見事務に関する次の事項について書面で報告する。

(1) 乙の管理する甲の財産の管理状況

(2) 甲を代理して取得した財産の内容，取得の時期・理由・相手方及び甲を代理して処分した財産の内容，処分の時期・理由・相手方

(3) 甲を代理して受領した金銭及び支払った金銭の状況

(4) 甲の身上監護につき行った措置

(5) 費用の支出及び支出した時期・理由・相手方

(6) 報酬の収受

２ 乙は，任意後見監督人の請求があるときは，いつでも速やかにその求めら　れた事項につき報告する。

（契約の解除）

第９条 甲又は乙は，任意後見監督人が選任されるまでの間は，いつでも公証人の認証を受けた書面によって，本契約を解除することができる。

２ 甲又は乙は，任意後見監督人が選任された後は，正当な事由がある場合に限り，家庭裁判所の許可を得て，本契約を解除することができる。

（契約の終了）

第１０条 本契約は，次の場合に終了する。

(1) 甲が死亡又は破産したとき

(2) 乙が死亡又は破産したとき

(3) 乙が任意後見人を解任されたとき

(4) 甲が任意後見監督人選任後に法定後見（後見・保佐・補助）開始の審判を受けたとき

(5) 本契約が解除されたとき

２　任意後見監督人が選任された後に前項各号の事由が生じた場合，甲又は乙は，速やかにその旨を任意後見監督人に通知するものとする。

（終了時の財産の引継）

第１１条 乙は，本契約が甲の死亡以外の事由により終了した場合は，当該管理財産，帳簿及び証書類を，甲又はその法定代理人に引き渡すものとする。

２ 乙は，本契約が甲の死亡により終了した場合は，当該管理財産，帳簿及び証書類を，遺言執行者又は相続人若しくは相続財産管理人に引き渡すものとする。

３ 前各項の事務処理に要する費用は，甲の財産から支弁し，また，その事務処理に対する報酬は，別紙報酬基準により甲の財産から支弁する。

（死後の事務処理に関する委任契約）

第１２条 甲は，乙に対し，甲の死後における次の事項を委任する。

(1) 甲の生前に発生した本件後見事務に関わる債務の弁済

(2) 入院保証金，入院一時金その他残債権の受領

(3) 甲の葬儀，埋葬，永代供養，年忌法要に関する事項

　(4) 家財道具，身の回りの生活用品等の処分

　(5) 相続財産管理人の選任申立て

　(6) 以上の各事項の事務処理を行うため必要な専門資格職への依頼及び報酬契約の締結に関する事項

(7) 復代理人の選任

２ 前項の事務処理に要する費用は，甲の財産から支弁する。

（後見登記）

第１３条 乙は，本契約に関する登記事項につき，変更が生じたことを知ったときは，嘱託により登記がなされる場合を除き，変更の登記を申請しなければならない。

２ 乙は，本契約が終了したときは，嘱託により登記がなされる場合を除き，　終了の登記を申請しなければならない。

３ 前各項の事務処理に要する費用は，甲の財産から支弁し，また，その事務処理に対する報酬は，別紙報酬基準により甲の財産から支弁する。

（守秘義務）

第１４条 乙は，本件後見事務に関して知り得た甲の秘密を，正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

※本資料は、あくまでも例示です。実際の場合には、より個別具体的に検討してください。　　　　　　　　　　　　代　 理　 権　 目　 録

１　不動産，動産等すべての財産の保存，管理及び処分に関する事項

２　金融機関，郵便局，証券会社とのすべての取引に関する事項

３　保険契約（類似の共済契約等を含む）に関する事項

４　定期的な収入の受領，定期的な支出を要する費用の支払に関する事項

５　生活費の送金，生活に必要な財産の取得に関する事項及び物品の購入その他の日常関連取引（契約の変更，解除を含む。）に関する事項

６　医療契約，入院契約，介護契約その他の福祉サービス利用契約，福祉関係施設入退所契約に関する事項

７　要介護認定の申請及び認定に関する承認又は異議申立て並びに福祉関係の措置（施設入所措置を含む。）の申請及び決定に対する異議申立てに関する事項

８　シルバー資金融資制度，長期生活支援資金制度等の福祉関係融資制度の利用に関する事項

９　登記識別情報通知書（登記済権利証），印鑑，印鑑登録カード・個人番号カード，預貯金通帳，各種キャッシュカード，有価証券・その預り証，年金関係書類，土地・建物賃貸借契約書等の重要な契約書類その他重要書類の保管及び各事項の事務処理に必要な範囲内の使用に関する事項

１０　居住用不動産の購入，賃貸借契約並びに住居の新築・増改築に関する請負契約に関する事項

１１　登記及び供託の申請，税務申告，各種証明書の請求に関する事項

１２　遺産分割の協議，遺留分減殺請求，相続放棄，限定承認に関する事項

１３　配偶者，子の法定後見開始の審判の申立てに関する事項

１４　以上の各事項に関する行政機関への申請，行政不服申立て，紛争の処理（司法書士又は司法書士法人に対する司法書士法第３条第１項第６号に定める簡易裁判所における手続きの委任，弁護士又は弁護士法人に対する民事訴訟法第５５条第２項の特別授権事項の授権を含む訴訟行為の委任，公正証書の作成嘱託を含む。）に関する事項

１５　以上の各事項の事務処理を行うため必要な専門資格職への依頼及び報酬契約の締結に関する事項

１６　復代理人の選任，事務代行者の指定に関する事項

１７　以上の各事項に関連する一切の事項

※本資料は、あくまでも例示です。実際の場合には、より個別具体的に検討してください。　　　　　　　　　　　ラ イ フ プ ラ ン

　私は，ライフプランとして以下のとおり希望を申し述べておきます。これは，私の判断能力が不十分な状態となった際にも安心して暮らすことができるよう，私の生活，療養看護及び財産管理に関する事務を行うに当たっての指針となるべきものです。

１　私が介護サービスを受けることが必要な状態となったときは，介護保険制　度を利用しての諸手続きを行ってください。私は，できれば介護保険を利用して賄える以上の介護サービスを利用したいので，私の財産で無理のない範囲であれば，これを踏まえた介護サービス契約を作成するよう希望します。

２　私は，認知症などで判断能力が不十分な状態となって何らかの　保護が必要になったとしても，できるだけ現在の住居でそれまでの生活水準を維持しながら，平穏で快適な生活ができればと思います。ただし，自宅での生活が困難になったときは，有料老人ホームなど適当な施設に入所するための手続きを行ってください。自宅での生活が困難かどうかの判断は，主治医その他医療関係者の意見を聞いて決定してください。

３　私が入院，手術など特別な医療行為を必要とするようなときは，できるだけ評判が良く，救命医療が可能な病院に入院したいので，その手配をお願いします。その場合，資金的に可能であれば個室を希望します。もし，入院や手術が必要な場合で，かつ，自分で身の回りの世話ができないときは，必要に応じてしかるべき人に世話を頼んでください。

　　最後に，私の疾病が現代の医学では不治かつ末期の状態にあるときは，苦痛を緩和する医療を除いて無理な延命治療は必要ないことを，担当医師に告知・主張するよう希望します。

※本資料は、あくまでも例示です。実際の場合には、より個別具体的に検討してください。